

# 私学事業団融資 令和7年度からの変更点

〈新規〉

## 指定避難所施設等の機能強化整備事業について【利子助成】

指定避難所、指定福祉避難所、指定緊急避難場所に指定されている学校施設等に関する整備事業の場合、支払利息の一部に対して補助金が交付されます。

【利子助成率】 最大20年間 貸付金利-0.5%

➔ 学校法人の**実質負担金利が0.5%**となります

※ 利子助成率には上限がございます (大学等2.1%、高校・幼稚園等1.6%、専修学校・各種学校0.5%)

## 査定方法の変更などによる利便性向上

### ①建物基準単価の撤廃

[建築事業の事業査定(単価×面積×融資率)における適用単価]

実際の建築単価と基準単価を比較、低いほうを採用 ➔ **実際の建築単価を使用**

建築費の高騰に対応

### ②選択できる返済期間の拡大(一般施設費・特別施設費)

適用金利	変更前		➔	変更後	
	年賦年限	据置期間		年賦年限	据置期間
期間20年	18年以内	2年以内		<b>20年以内</b>	うち2年以内
期間30年	28年以内	2年以内		<b>30年以内</b>	うち2年以内

据置なしで  
20年や30年の借入が可能に

### ③資金交付時期の条件緩和

資金交付の翌月に支払うことが確実な事業費を含めることができる

➔ **当該年度内に支払うことが確実な事業費を含めることができる**

〈前年度からの継続〉

## 成長分野への学部再編等を行う学校への支援

「大学・高専機能強化支援事業」に選定された大学等について、私学事業団融資をご利用の場合、融資条件が一部優遇されます。

### ①施設整備資金

【融資金利】 通常の貸付金利より **0.2%優遇**

【返済期間】 借入額10億円未満の場合は最大20年

➔ 借入額に関わらず**30年まで選択可**

### ②学部再編等にかかる準備資金(教育環境充実資金)

【融資金利】 返済期間10年の貸付金利より **0.2%優遇**

【返済期間】 最大5.5年 ➔ **最大10年**

## 幼稚園・認定こども園の施設整備等に対する支援

融資対象が**幼稚園・認定こども園**の場合、次のとおり融資可能額(上限)が引き上げられます。

【事業査定】(実施する事業から算出される額)

事業費 × 融資率(80% or 75%)

➔ 事業費 × 融資率(**95%**)

【資産査定】(法人の純資産から算出される額)

純資産の部合計 × 30%

➔ 純資産の部合計 × **40%**